

なか さと
中里だより

2023年度 5月号
藤沢市立中里小学校
校長 木内 功

風薫る5月、校庭で耳を澄ますといろいろな鳥のさえずりが聞こえてきます。雀や雲雀に加え、四十雀が心地よいリズムを刻んでいます。



4月の授業参観・懇談会には、ご多用にもかかわらずご来校いただき、たいへんありがとうございました。また、家庭訪問へのご協力もありがとうございました。子どもたちの地元や通学経路を確認するだけでなく、保護者の方と直接お会いしお話しさせていただくことで、これからの指導に生かせることができたくさんあります。今後ご意見やご質問がありましたらお寄せください。

引き続き、すべての児童にとって、学校が安全で楽しく学ぶことができる場となるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願いたします。

1年生 わくわくドキドキはじめての給食



4月20日、1年生の給食が始まりました。白衣を着た給食当番が配膳室に給食ワゴンを取りに行きます。教室に着いたら初めての配膳。緊張感Maxで盛り付けていきます。初日のこんだては、うさぎパン、鮭のパン粉焼き、ミネストローネ、牛乳です。ひとりずつ給食を受け取り、慎重に慎重に座席に運び、ついにその瞬間が・・・。



「おいしい!」と満足そうに食べていました。前日の練習が生かされ、牛乳パックの後始末も上手にできていました。

給食費引き落とし
4-5月分 5月31日(水)

1年生 6390円
2~6年生 9000円

今月は4月と5月の2ヶ月分です。残高不足で引き落とし不能とならないように、口座の残高を確認しておいてください。未納の場合は、藤沢市から連絡がいくことになります。

スクールカウンセラー
SC

藤沢市では、各学校にスクールカウンセラー(SC)を派遣しています。今年度は、本校での勤務は**火曜日の9~17時**です。

心配なこと、お困りのことがありましたら、担任の先生や児童支援担当(みんなの先生)、養護の先生を通じて、お気軽にご相談ください。

第1・第3・第5土曜日の校庭開放

第1・第3・第5土曜日は、学校の校庭を「遊びのひろば」として開放しています。利用する場合は、以下の点に注意をお願いします。

- ・正門か東門から出入りしてください。西門はストッパーがかかっています。
- ・利用時は必ず大人と一緒に来るようにしてください。
- ・夏休み・冬休み・春休みの期間の開放はありません。

就学援助制度をご存じですか？

藤沢市では、経済的な事情でお子さんの就学が困難な世帯に、学用品費や給食費の一部を援助する制度があります。ご希望の方は必要書類を学校に提出してください。

緊急連絡メールについて

不審者情報の発信や緊急の際の連絡は、連絡メール(すぐメール)で連絡をします。現在登録状況の確認をしておりますが、お済みでない場合は登録をお願いします。アドレスを変更した場合は情報の修正を、端末を変えた場合は迷惑メール対策の設定をお願いいたします。また、兄弟関係の中で下の学年の児童情報が追加されていない場合、全校対象メールは届いても、下のお子さんの学年対象メールは届きません。ご確認をお願いいたします。

なお、場合によっては地区連絡網も併用します。また、登録されないご家庭には、直接電話で緊急連絡をいたします。

5月の主な行事予定

日 曜	主な行事予定	日 曜	主な行事予定
1 月	視力検査1年 家庭訪問	17 水	クラブ活動
2 火		18 木	
3 水	・・・憲法記念日・・・	19 金	PTA会費集金日
4 木	・・・みどりの日・・・	20 土	・・・
5 金	・・・こどもの日・・・	21 日	・・・
6 土	・・・	22 月	耳鼻科検診2・4・6年・3・5年抽出者
7 日	・・・	23 火	眼科検診1~6年
8 月	聴力検査2年	24 水	6年体育大会(県対-ツツガ-)
9 火	聴力検査1年	25 木	
10 水	委員会活動 聴力再検査	26 金	PTA運営委員会
11 木		27 土	・・・
12 金	視力再検査(5・6年)	28 日	・・・
13 土	・・・	29 月	救急法講習会(職員)
14 日	・・・	30 火	
15 月	視力再検査(3・4年) 引取り訓練 アルミ缶回収(~19日)	31 水	給食費引落日
16 火	視力再検査(1・2年)		

*5月19日(金)は PTA会費集金日です。PTA役員さんがまとめ、銀行に入金します。一度で集められるようにご協力をお願いします。

家庭への知らせ「なかさと」の変更等につきまして

2020年度、文科省の学習指導要領改訂により、学習領域や評価の観点が変わりました。そのことを受け、学校では評価の仕方や家庭への知らせ「なかさと」の様式について、子どもたちや保護者の皆様にとってよりよいものになるよう検討を重ねてきました。保護者の皆様にとって、お子様の様子がより分かりやすく、子どもたちにとっても、頑張りが認められて励みになる評価の在り方を考えてきました。話し合いを進めた結果、次のようにお知らせする方法を見直し、「なかさと」についても変更をおこないました。

従来、学習状況や学校生活の様子について文章表記でお知らせしてきた所見欄は、1学期および3学期に記入することとし、2学期の様子や状況につきましては、文章表記によるお知らせではなく、12月に行う面談においてお伝えしていきます。学習や生活での成長や頑張り、今後の課題など、限られた文面だけではお伝えしきれないことを、直接分かりやすくお話しするとともに、ご家庭からのご意見等もいただければと思っております。そのため、全ての児童について面談をおこないますので、あわせてご予約もよろしくお願いいたします。

また、児童に対しましても、日常の中での声かけやワークシートやノート等へのコメント、学級通信などで頑張りや課題について伝えていきたいと思っております。また、「なかさと」を渡す際におきましても、成長や課題についてお話ししていきます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

※藤沢北警察署から届く、児童の安全に関するお便り『おおだこ通信』です。

これからも掲載していきますのでよろしくお願いいたします。

おおだこ通信

令和5年5月
藤沢北警察署
生活安全課
スクールサポーター

違法薬物の根絶を！ ～若者の大麻乱用急増中～

大麻についての正しい知識を身に付けよう！

近年インターネットなどで大麻に関する誤った情報が流れています。薬物乱用者が投稿しているような自分たちに都合のいい解釈に惑わされず、正しい知識を身に付けましょう！

合法的な薬物から安全に
タバコより害がない
依存性がない

間違った情報だよ

① なぜ合法としている国があるの？

「大麻乱用者が増えすぎたため」「反社会勢力などの資金源を断つため」「反社会勢力による無秩序な未成年者への販売をなくすため」など、国の事情でやむを得ず合法化して販売の管理ができるようにしていたり、限定した使用条件を付けて合法化しているのです。けっして「大麻が安全なものだから」という理由ではありません。

② 大麻を乱用するとどうなるの？

体内に取り込まれた大麻の成分は血管を通じて脳に運ばれ、時間や空間の感覚がゆがむ（知覚の変化・幻覚幻聴）、短期記憶が削がれる（学習能力の低下）、瞬時の反応が遅れる（運動失調）など、脳が興奮反応し正常な判断機能を悪影響を与えます。

③ 大麻を使い続けるとどうなるの？

統合失調症やうつ病発症リスクが高くなる（精神障害）、折衝、長期記憶や情動処理機能が下がる（IQの低下）、大麻への欲求が抑えられなくなる（薬物依存）など精神や身体に様々な害を与えます。また、脳や体が異常な状態で自転車の運転をして事故をおこしたり、幻覚により他人を襲つける事件などを誘発し、社会に不安をもたらします。特に成長期の若者の脳に大きな影響を及ぼします。

「先輩や友人からの誘いを断れなくて」「カッコイイから」「その場の雰囲気」「ノリや勢いで」「仲間はずれが嫌で、そんな理由で、自分もやってみようと思ってしまう」

～聞いて見て学ぼう！薬物の危険性～

薬物乱用防止広報車の紹介

薬物乱用防止広報車

～どこに派遣されているの？～

- 警察署とともに、市内の学校や地域のイベント等に派遣しています。
- 学校における「薬物乱用防止教室」で、警察官等の講話と併せて広報車に展示されたパネルやパネル等を見ることができ、薬物乱用の問題をリアルに感じてもらえることができます。

広報車の車内

～どうすれば呼べるの？～

- 警察本部少年有線少年相談専用ダイヤルに届けてください。
- 薬物乱用防止教室開催の申し込み時に、広報車を要請したい旨を伝えてください。
- 自警等の都合により広報車を派遣できない場合があります。予めご了承ください。

ぜひ、ご利用ください！

お問い合わせ先

神奈川県警藤沢北警察署少年有線少年相談専用ダイヤル
045-211-1212
(内線) 3104、3105

おおだこ通信

令和5年4月
藤沢北警察署
生活安全課
スクールサポーター

令和5年4月1日から自転車の利用者に対しヘルメット着用が努力義務化されます

自転車事故で亡くなられた方の6割が頭部に致命傷を受けています

自転車安全利用五則

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則。

歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を通行しなければならず、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

道路交差点第1条第1項、同条第3項の4第2項

歩道走行の例外

- ・歩道が狭いので自転車が通行が許可されている歩道
- ・歩道が1.5メートル、1.8メートル以上の幅がある歩道

信号機のある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければなりません。

道路交差点第4条、同条第3項

夜間はライトを点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器）をつけなければならない。

道路交差点第5条第1項、同条第3項の4第2項

飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

道路交差点第5条第1項

ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。元来又は幼児を保護する責任のある者は、幼児又は幼児に自転車で乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。

改正道路交通法第65条の11

ヘルメットは、正しい着用方法で！ 命を守るため！